

問 27 2019 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q&A (Vol .4) (令和 2 年 3 月 31 日) において、「令和 2 年 4 月分の福祉・介護職員処遇改善加算又は特定処遇改善加算を取得しようとする障害福祉サービス事業所等は、令和 2 年 4 月 15 日までに障害福祉サービス等処遇改善計画書を提出する」こととされているが、新型コロナウイルス感染症への対応により期限までの提出が難しい場合、どのような対応が可能か。

(答)

新型コロナウイルス感染症への対応により、期限までの提出が難しい場合、指定権者に対し、4 月 15 日までに、

- ・新型コロナウイルス感染症への対応により期限までの計画書の提出が難しいこと
- ・要件を満たし算定を行う福祉・介護職員処遇改善加算等又は特定処遇改善加算の区分

を説明することで、4 月サービス提供分より算定することが可能である。この場合、本年 7 月末までに計画書を提出すること。なお、計画書の提出時点において、算定区分が異なる場合等は、過誤処理を行うこととなる。

なお、5 月、6 月又は 7 月サービス提供分から算定する場合についても、これに準じて柔軟な取扱いが可能である。この場合、計画書の提出は本年 7 月末までに行うこと。